

独占禁止法改正についての基本的な考え方

「公正かつ自由な競争」の実現は、経済の国際化・活性化、国民の利益増進につながる。

独占禁止法も時代の変化に対応して見直すとともに、公取委も法が適正に執行される体制を整備すべき。

総理をはじめとする政府の強いリーダーシップの下で、抜本的な改革を実現すべき。

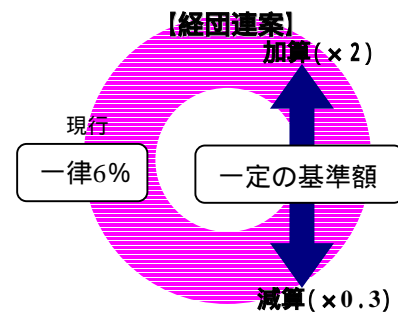
課徴金制度の見直し

- (1) 課徴金が「行政上の制裁」であることを明確にする。
- (2) 違反行為対象の商品役務の実行期間中の売上高に一定率（現行6%）を乗じた額を基準額とし、**事件の重大性・悪質性の程度に応じて課徴金の額を加減算する。**
- (3) 加減算のため、**透明性のある基準（割増率：最大100%、割引率：最大70%）を定める。**

（考慮要素の例）

加算要素：再犯、違反行為の継続期間、違反行為の主導的立場など

減算要素：調査への協力、経済的利得が基準額を著しく下回っている、コンプライアンスに取り組んでいるなど



【公取委案】
課徴金を現行6%の2倍程度まで引き上げ、不当利得以上（行政上の制裁）の額を一律に課す仕組みを提案
事件の内容に比べて不当に重い制裁が科される恐れがあり、問題

前提

措置減免制度の導入

- (1) 課徴金の措置減免制度の導入は、**企業のコンプライアンスへの取り組み等により、課徴金を加減算する制度と法人への制裁の課徴金への一本化が前提**である。
- (2) 措置減免制度を導入するとすれば、調査開始前の申告者につき、課徴金を免除または軽減（50%または30%）する。その際、適用者の数は限定せず、また複数の事業者が同時に申請してきた場合も認める。
- (3) 公取委内部で措置減免制度および調査協力の内容の評価を担当する部門は、一般の審査部門から分離・独立させる。**審査官には、検事経験者の登用を法制化する。**

【公取委案】

違反行為に加担した事業者が、自ら違反事実を当局に申告すれば、先着2名に限定して、単に順番のみで機械的に課徴金の減免を適用する制度を提案

なぜ先着2名に限定するのか、複数の事業者が同時に申請することはなぜ認めないのかなど疑問であり、このような制度では申告リスクが高く、有効に機能するとは考えられない

課徴金と刑事罰の調整

- (1) **法人に対する制裁は、課徴金に一本化し、刑事罰は行為者個人のみを対象とする。**
- (2) 仮に法人に対する制裁として、**課徴金と刑事罰とを併存するのであれば、両者を選択的に適用する。**

【公取委案】

課徴金と刑事罰を併科する体系は維持。ただし、両者が科される場合は、罰金額の1/2を課徴金額から差し引く方法を提案

なぜ罰金額の1/2を差し引くのか説得力なし

入札談合問題への対応

- (1) 公共調達については、**価格だけでなく、技術や品質なども考慮した入札制度へ見直す。**
- (2) **官製談合への対応として、違反行為をそのかした発注者側の職員を直接の刑事処分にできる規定を創設する。**
- (3) 手抜き工事や下請事業者へのしわ寄せなどを誘引する「ダンピング受注」に対応するため、入札・契約制度の改革を進める。
- (4) 優越的地位の濫用や不当廉売に対する実効性のある基準を具体化する。

適正手続の確保

1. 犯則調査権限の導入

- (1) 犯則調査権限を導入するには、**現行の運用に問題が多い行政調査権限の行使にあたり、適正手続を確保することが前提。**

- (2) **行政手続と刑事手続を公取委内部で明確に区分する。**

（* 犯則調査権限とは、裁判所の令状の下、調査を受ける者の意思に反して、捜索・押収などを強制的に行うことができる権限）

2. 審判手続の見直し

- (1) 課徴金を「行政上の制裁」とする以上、**審判手続は、刑事手続と同様に適正手続を確保する。** 審判官の独立性を高め、委員会がその判断を尊重する仕組みに改める。

審判官は判事経験者を中心とし、合議体の過半数を判事経験者とする。

公取委の委員は、判事経験者など法曹資格者や経済実態に精通した学識経験者などを登用する。

- (2) 事業者側に反論の機会を与えられておらず、手続的な公正さに欠ける「警告」の一方的な公表を廃止する。

3. 公取委事務総局の体制強化

公取委は、**多数の経験豊富な法曹資格者や学識経験を積極的に採用し、政策立案機能の強化、事務総局の強化、独禁法の適切な運用を行う。**